

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉

○漁業免許の内容の事前決定

—

告 示

奈良県告示第二百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区又は地元地区を次のとおり定めたと、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年九月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

第一 免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区

一 河川

1 奈内共第一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡十津川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との熊野川の主流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡十津川村大字七色三八二番地の奈良県と和歌山県との境界と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡十津川村大字七色四二五番地の奈良県と和歌山県との境界と熊野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡大塔村大字清水一九〇番地の大塔村と十津川村との境界と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡大塔村大字清水一六二番地の大塔村と十津川村との境界と熊野川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡十津川村

2 奈内共第二号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡十津川村

右 同	あまご 漁業	右 同
右 同	うなぎ 漁業	右 同

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の熊野川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の西川、上湯川、柏谷との合流点から上流の山手川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の芦瀬瀬川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の滝川、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の神納川及び基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線から上流の旭川の区域を除く。）の区域

- 基点第一号 吉野郡十津川村大字桑畑一の八番地の二津野ダムの上流堤の下流端と熊野川右岸との接点
- 基点第二号 吉野郡十津川村大字山手谷三六六の一番地の二津野ダムの堰堤の下流端と熊野川左岸との接点
- 基点第三号 吉野郡十津川村大字宇宮原一二番地の小休場橋の右岸下流基柱と熊野川右岸との接点
- 基点第四号 吉野郡十津川村大字宇宮原八六六の三番地の小休場橋の左岸下流基柱と熊野川左岸との接点
- 基点第五号 吉野郡十津川村大字桑畑の出合橋の右岸下流基柱と西川右岸との接点
- 基点第六号 吉野郡十津川村大字平谷の出合橋の左岸下流基柱と西川左岸との接点
- 基点第七号 吉野郡十津川村大字小原字芦ノ瀬石ビキ一番地四の高滝橋の右岸下流基柱と芦瀬瀬川右岸との接点
- 基点第八号 吉野郡十津川村大字折立字大坪道下夕一番地三の高滝橋の左岸下流基柱と芦瀬瀬川左岸との接点
- 基点第九号 吉野郡十津川村大字風屋の花園橋の右岸下流基柱と滝川右岸との接点
- 基点第十号 吉野郡十津川村大字滝川の花園橋の左岸下流基柱と滝川左岸との接点
- 基点第十一号 吉野郡十津川村大字内野五二八番地の藤原橋の右岸下流基柱と神納川右岸との接点
- 基点第十二号 吉野郡十津川村大字山天五九番地の藤原橋の左岸下流基柱と

神納川左岸との接点

基点第十三号 吉野郡十津川村大字宇宮原の旭橋の右岸下流基柱と旭川右岸との接点

基点第十四号 吉野郡十津川村大字旭の旭橋の左岸下流基柱と旭川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡十津川村

3 奈内共第三号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡十津川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の芦瀬瀬川の本流及び支流の区域

- 基点第一号 吉野郡十津川村大字小原字芦ノ瀬石ビキ一番地四の高滝橋の右岸下流基柱と芦瀬瀬川右岸との接点
 - 基点第二号 吉野郡十津川村大字折立字大坪道下夕一番地三の高滝橋の左岸下流基柱と芦瀬瀬川左岸との接点
 - 基点第三号 吉野郡十津川村大字小川字川前一番地五の大野出合橋の右岸上流基柱と芦瀬瀬川右岸との接点
 - 基点第四号 吉野郡十津川村大字高滝字大平淵一八五番地三の大野出合橋の左岸上流基柱と芦瀬瀬川左岸との接点
- (四) 関係地区
- 吉野郡十津川村
- 4 奈内共第四号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡十津川村及び大塔村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との熊野川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の川原樋川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡大塔村大字清水一九〇番地の大塔村と十津川村との境界と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡大塔村大字清水一六二番地の大塔村と十津川村との境界と熊野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡大塔村大字辻堂一番地の三にある猿谷ダムの上流と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡大塔村大字猿谷一番地の二にある猿谷ダムの堰堤の下流と熊野川左岸との接点

基点第五号 吉野郡野迫川村大字立里字向井山二二五番地の野迫川村と大塔村との境界と川原樋川右岸との接点

基点第六号 吉野郡野迫川村大字中津川字イカタメ三三二番地の野迫川村と大塔村との境界と川原樋川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡十津川村及び大塔村

5 奈内共第五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第五種共同漁業

あまご漁業

一月一日から十二月三十一日まで

右 同

うなぎ漁業

右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡十津川村及び大塔村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との熊野川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の川原樋川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の中原川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡大塔村大字清水一九〇番地の大塔村と十津川村との境界と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡大塔村大字清水一六二番地の大塔村と十津川村との境界と熊野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と大塔村との境界と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と大塔村との境界と熊野川左岸との接点

基点第五号 吉野郡野迫川村大字立里字向井山二二五番地の野迫川村と大塔村との境界と川原樋川右岸との接点

基点第六号 吉野郡野迫川村大字中津川字イカタメ三三二番地の野迫川村と大塔村との境界と川原樋川左岸との接点

基点第七号

吉野郡野迫川村大字今井字タノヲミシタ三六一番地の一の野迫川村と大塔村との境界と中原川右岸との接点

基点第八号

吉野郡野迫川村大字今井字チヨガハタ一番地の野迫川村と大塔村との境界と中原川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡十津川村及び大塔村

6 奈内共第六号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡大塔村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との熊野川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の中原川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡大塔村大字辻堂一番地の三にある猿谷ダムの堰堤の下流

端と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡大塔村大字猿谷一番地の二にある猿谷ダムの堰堤の下流

端と熊野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と大塔村との境界

と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と大塔村との境界

と熊野川左岸との接点

基点第五号 吉野郡大塔村大字中原百二十一の二の先にある通称八斗米滝の

右岸と中原川右岸との接点

基点第六号 吉野郡大塔村大字中原百二十一の二の先にある通称八斗米滝の

左岸と中原川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡大塔村

7 奈内共第七号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同
右 同	いわな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡天川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の熊野川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と大塔村との境界

と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と大塔村との境界

と熊野川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡天川村

8 奈内共第八号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡天川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の熊野川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡天川村大字九尾四八三番地の九尾ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡天川村大字九尾四一四番地の九尾ダムの堰堤の下流端と熊野川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡天川村

9 奈内共第九号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡天川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との熊野川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の塩谷川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と大塔村との境界と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と大塔村との境界と熊野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡天川村大字滝尾二四五番地の滝尾の滝と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡天川村大字滝尾二八四番地の滝尾の滝と熊野川左岸との接点

基点第五号 吉野郡天川村大字塩谷二三一番地の一の砂防堰堤と塩谷川右岸との接点

基点第六号 吉野郡天川村大字塩谷一九四番地の砂防堰堤と塩谷川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡天川村

10 奈内共第十号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡天川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との熊野川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の坪内谷川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡天川村大字九尾四八三番地の九尾ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡天川村大字九尾四一四番地の九尾ダムの堰堤の下流端と熊野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡天川村大字坪内三七六番地の一の弥仙橋の右岸下流基柱と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡天川村大字坪内一八〇番地の弥仙橋の左岸下流基柱と熊野川左岸との接点

基点第五号 吉野郡天川村大字坪内四四六番地の林道殿野坪内線の橋梁の右

11

(四)

関係地区

基点第六号

吉野郡天川村

奈内共第十一号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右同	あまご漁業	右同
右同	うなぎ漁業	右同

(二)

漁場の位置

吉野郡下北山村

漁場の区域

(三)

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の北山川の本流及び支流の区域

基点第一号

吉野郡下北山村大字下桑原字川口ノ下モ七九九番地の奈良県と和歌山県との境界と七色ダム右岸との接点

基点第二号

吉野郡下北山村大字下桑原字コヤナセ八〇四番地の奈良県と三重県との境界と七色ダム左岸との接点

基点第三号

吉野郡下北山村大字上池原一一八番地の国道169号線と北山川右岸との接点

基点第四号

吉野郡下北山村大字上池原一七一番地の国道169号線と北山川左岸との接点

(四)

関係地区

12

(四)

関係地区

基点第六号

吉野郡下北山村

奈内共第十二号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右同	ふな漁業	右同

(二)

漁場の位置

吉野郡下北山村

漁場の区域

(三)

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の北山川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の西の川の区域を除く。）の区域

基点第一号

吉野郡下北山村大字下桑原字川口ノ下モ七九九番地の奈良県と和歌山県との境界と七色ダム右岸との接点

基点第二号

吉野郡下北山村大字下桑原字コヤナセ八〇四番地の奈良県と三重県との境界と七色ダム左岸との接点

基点第三号

吉野郡下北山村大字下桑原一〇九七番地の大小井橋の右岸下流基柱と七色ダム（北山川）右岸との接点

基点第四号

吉野郡下北山村大字下桑原一一四二番地の大小井橋の左岸下流基柱と七色ダム（北山川）左岸との接点

基点第五号

吉野郡下北山村大字下桑原七六三番地の三の下北山村鮎苗採捕施設のやな設置基盤と西の川右岸との接点

基点第六号

吉野郡下北山村大字下桑原九四番地の二の下北山村鮎苗採捕施設のやな設置基盤と西の川左岸との接点

(四)

関係地区

13 奈内共第十三号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡下北山村及び上北山村
漁場の区域

(三) 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の北山川の本流及び支流（基点第三号と基点第四号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流及び基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の東の川の区域を除く。）の区域

- 基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点
- 基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点
- 基点第三号 吉野郡上北山村大字河合字塔谷四八二番地の四の奈良県と三重県との境界と備後川右岸との接点
- 基点第四号 基点第三号から二七〇度の線と備後川左岸との交点
- 基点第五号 吉野郡上北山村大字小椋字ヌケ谷六一二番地の二の坂本ダムの堰堤の下流端と東の川右岸との接点
- 基点第六号 吉野郡上北山村大字河合字浦田和四八九番地の二の坂本ダムの堰堤の下流端と東の川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡下北山村及び上北山村
奈内共第十四号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡下北山村及び上北山村
漁場の区域

(三) 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の北山川の本流及び支流（基点第三号と基点第四号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流及び基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の古川の区域を除く。）の区域

- 基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点
- 基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点
- 基点第三号 吉野郡上北山村大字河合字塔谷四八二番地の四の奈良県と三重県との境界と備後川右岸との接点
- 基点第四号 基点第三号から二七〇度の線と備後川左岸との交点
- 基点第五号 吉野郡上北山村大字白川字ナゴセ八六九番地の一の奈良県と三重県との境界と古川右岸との接点
- 基点第六号 吉野郡上北山村大字河合字ゴミキ四八一番地の一の奈良県と三重県との境界と古川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡下北山村及び上北山村
奈内共第十五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

	第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右	同	ふな漁業	右同

(二) 漁場の位置	
吉野郡下北山村及び上北山村	
(三) 漁場の区域	
次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線と基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の北山川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の古川、トチヅル谷との合流点から上流の東の川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の前鬼川、明芽谷との合流点から上流の白川又川及び基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の小椋川の区域を除く。）の区域	
基点第一号	吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点
基点第二号	吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点
基点第三号	吉野郡上北山村大字河合一番地の一のやすらぎ橋の右岸下流基柱と北山川右岸との接点
基点第四号	吉野郡上北山村大字河合五五三番地の二のやすらぎ橋の左岸下流基柱と北山川左岸との接点
基点第五号	吉野郡上北山村大字河合字成谷四八八番地の奥備後橋の右岸下流基柱と備後川右岸との接点
基点第六号	三重県熊野市五郷町字オシゴヤ〇七〇三一〇六八番地の奥備後橋の左岸下流基柱と備後川左岸との接点
基点第七号	吉野郡上北山村大字白川字ナゴセ八六九番地の一の名古瀬橋の右岸下流基柱と古川右岸との接点
基点第八号	吉野郡上北山村大字河合字ゴミキ四八一番地の一の名古瀬橋の左岸下流基柱と古川左岸との接点

基点第九号	吉野郡下北山村大字前鬼の不動七重滝の約一キロメートル下流の前鬼遊歩道の吊り橋の右岸下流基柱と前鬼川右岸との接点
基点第十号	吉野郡下北山村大字前鬼の不動七重滝の約一キロメートル下流の前鬼遊歩道の吊り橋の左岸下流基柱と前鬼川左岸との接点
基点第十一号	吉野郡上北山村大字河合五四八番地の四の清流橋の右岸下流基柱と小椋川右岸との接点
基点第十二号	吉野郡上北山村大字河合五三一一番地の清流橋の左岸下流基柱と小椋川左岸との接点
(四) 関係地区	
吉野郡下北山村及び上北山村	
奈内共第十六号	
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置	
吉野郡野迫川村	
(三) 漁場の区域	
次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の川原樋川の本流及び支流の区域	
基点第一号	吉野郡野迫川村大字立里字向井山二二五番地の野迫川村と大塔村との境界と川原樋川右岸との接点
基点第二号	吉野郡野迫川村大字中津川字イカタメ三二二番地の野迫川村と大塔村との境界と川原樋川左岸との接点
(四) 関係地区	
吉野郡野迫川村	

17 奈内共第十七号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

(三) 吉野郡野迫川村
漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との川原樋川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡野迫川村大字北今西字大股二〇八番地の橋の右岸上流基

柱と川原樋川右岸との接点

基点第二号 吉野郡野迫川村大字北今西字大股一三六番地の橋の左岸上流基

柱と川原樋川左岸との接点

基点第三号 吉野郡野迫川村大字北今西七九一番地の林道土谷平線の橋梁の

右岸下流基柱と川原樋川右岸との接点

基点第四号 吉野郡野迫川村大字北今西四三三番地の林道土谷平線の橋梁の

左岸下流基柱と川原樋川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡野迫川村

18 奈内共第十八号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡野迫川村

(二) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の中原川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡野迫川村大字今井字タノヲミチシタ三六一番地の一の野

迫川村と大塔村との境界と中原川右岸との接点

基点第二号 吉野郡野迫川村大字今井字チヨガハタ一番地の野迫川村と大塔

村との境界と中原川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡野迫川村

19 奈内共第十九号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同
右 同	こい漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

五條市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との紀の川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の丹生川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の古田川を除く。）の区域

(二) 漁場の位置 吉野郡下市町、大淀町及び吉野町	<table> <tr> <th>漁業種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業時期</th></tr> <tr> <td>第五種共同漁業</td><td>あゆ漁業</td><td>一月一日から十二月三十一日まで</td></tr> <tr> <td>右 同</td><td>こい漁業</td><td>右 同</td></tr> <tr> <td>右 同</td><td>うなぎ漁業</td><td>右 同</td></tr> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	右 同	こい漁業	右 同	右 同	うなぎ漁業	右 同	20 奈内共第二十号 (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 (四) 関係地区 五條市 基点第一号 五條市相谷町六三四番地の一の奈良県と和歌山県との境界と紀の川右岸との接点 基点第二号 五條市火打町一七番地の奈良県と和歌山県との境界と紀の川左岸との接点 基点第三号 吉野郡大淀町大字佐名伝五九一番地の大淀町と五條市との境界と紀の川右岸との接点 基点第四号 吉野郡下市町大字新住一〇三二番地の下市町と五條市との境界と紀の川左岸との接点 基点第五号 吉野郡西吉野村大字滝二二六番地の二の西吉野村と五條市との境界と丹生川右岸との接点 基点第六号 吉野郡西吉野村大字老野一八六番地の西吉野村と五條市との境界と丹生川左岸との接点 基点第七号 五條市野原町の一の木橋の右岸下流基柱と古田川右岸との接点 基点第八号 吉野郡西吉野村大字湯塩一一六五の四六番地の一の木橋の左岸下流基柱と古田川左岸との接点
漁業種類	漁業の名称	漁業時期												
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで												
右 同	こい漁業	右 同												
右 同	うなぎ漁業	右 同												
漁業種類	漁業の名称	(三) 漁場の区域 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の紀の川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の津風呂呂川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の高見川を除く。）の区域 基点第一号 吉野郡大淀町大字佐名伝五九一番地の大淀町と五條市との境界と紀の川右岸との接点 基点第二号 吉野郡下市町大字新住一〇三二番地の下市町と五條市との境界と紀の川左岸との接点 基点第三号 吉野郡川上村大字東川一九六〇番地の一の川上村と吉野町との境界と紀の川右岸との接点 基点第四号 吉野郡川上村大字東川一一一六番地の川上村と吉野町との境界と紀の川左岸との接点 基点第五号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点 基点第六号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点 基点第七号 吉野郡東吉野村大字中黒字系納一八番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川右岸との接点 基点第八号 吉野郡東吉野村大字中黒字鳥井田一二三三番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川左岸との接点 (四) 関係地区 吉野郡下市町（大字丹生、大字長谷、大字谷、大字黒木、大字西山及び大字貝原を除く。）、大淀町及び吉野町（大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字三茶屋、大字柳、大字小名、大字色生及び大字入野を除く。） 21 奈内共第二十一号 (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期												

22			23		
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第五種共同漁業			第五種共同漁業		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			一月一日から十二月三十一日まで		
(二) 漁場の位置			(二) 漁場の位置		
吉野郡吉野町			吉野郡吉野町		
漁場の区域			漁場の区域		
(三) 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の紀の川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の高見川を除く。）の区域			(三) 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の竜門川の本流及び支流の高見川を除く。）の区域		
基点第一号 吉野郡吉野町大字檜井二番地にある大滝ダム警報局			基点第一号 吉野郡吉野町大字立野の新妹山橋の右岸上流基柱と竜門川右岸との接点		
基点第二号 吉野郡吉野町大字檜井八九二番地の檜井発電所の上流側放水口と紀の川左岸との接点			基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の新妹山橋の左岸上流基柱と竜門川左岸との接点		
基点第三号 吉野郡川上村大字東川一九六〇番地の一の川上村と吉野町との境界と紀の川右岸との接点			(四) 関係地区		
基点第四号 吉野郡川上村大字東川一一一六番地の川上村と吉野町との境界と紀の川左岸との接点			吉野郡下市町（大字丹生、大字長谷、大字谷、大字黒木、大字西山及び大字貝原を除く。）、大淀町及び吉野町（大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字三茶屋、大字柳、大字小名、大字色生及び大字入野を除く。）		
基点第五号 吉野郡東吉野村大字中黒字系納一八番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川右岸との接点			(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
基点第六号 吉野郡東吉野村大字中黒字鳥井田一二三三番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川左岸との接点			第五種共同漁業		
(四) 関係地区			あまご漁業		
吉野郡下市町（大字丹生、大字長谷、大字谷、大字黒木、大字西山及び大字貝原を除く。）、大淀町及び吉野町（大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字三茶屋、大字柳、大字小名、大字色生及び大字入野を除く。）			一月一日から十二月三十一日まで		
奈内共第二十二号			漁業の種類		
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業			あまご漁業		
一月一日から十二月三十一日まで			漁業の種類		
あまご漁業</					

基点第二号 吉野郡下市町大字新住字幸町の新住橋の左岸上流基柱と秋野川左岸との接点		
(四) 関係地区 吉野郡下市町(大字丹生、大字長谷、大字谷、大字黒木、大字西山及び大字貝原を除く。)、大淀町及び吉野町(大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字三茶屋、大字柳、大字小名、大字色生及び大字入野を除く。)		
24 奈内共第二十四号		
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同
(二) 漁場の位置 吉野郡川上村		
(三) 漁場の区域 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の紀の川の本流及び支流の区域		
基点第一号 吉野郡川上村大字東川一九六〇番地の一の川上村と吉野町との境界と紀の川右岸との接点		
基点第二号 吉野郡川上村大字東川一一一六番地の川上村と吉野町との境界と紀の川左岸との接点		
基点第三号 吉野郡川上村大字大滝一〇六三番の二の関西電力樫尾発電所取水堰の下流端と紀の川右岸との接点		
基点第四号 吉野郡川上村大字大滝盗人谷八七九番の二の関西電力樫尾発電		

所取水堰の下流端と紀の川左岸との接点		
(四) 関係地区 吉野郡川上村		
25 奈内共第二十五号		
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで
(二) 漁場の位置 吉野郡川上村		
(三) 漁場の区域 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の中井川の本流の区域		
基点第一号 吉野郡川上村大字東川字中井一六六八番地の出合橋の右岸上流基柱と中井川右岸との接点		
基点第二号 吉野郡川上村大字東川字中井八六二番地の出合橋の左岸上流基柱と中井川左岸との接点		
基点第三号 吉野郡川上村大字東川字ラゲガ谷口一四八六番地の高橋の右岸下流基柱と中井川右岸との接点		
基点第四号 吉野郡川上村大字東川字サル谷一一六五番地の高橋の左岸下流基柱と中井川左岸との接点		
(四) 関係地区 吉野郡川上村		
26 奈内共第二十六号		
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期

吉野郡川上村

基点第三号 吉野郡川上村大字井光字大平五二〇番地の三八の通称口一タリ

橋の右岸上流基柱と井光川右岸との接点

基点第四号

吉野郡川上村大字井光字草木平五〇三番地の五七の通称ロータ

リ橋の左岸上流基柱と井光川左岸との接点

(四)

関係地区

吉野郡川上村

奈内共第二十九号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右同	あまご漁業	右同
右同	うなぎ漁業	右同

(二)

漁場の位置

吉野郡川上村

(三)

漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の紀の川の本流及び支流の区域

基点第一号

吉野郡川上村大字神之谷字ウメヤ谷四二五番地の二と紀の川右岸との接点の下流端

基点第二号

吉野郡川上村大字神之谷字三ノ公より南四三一番地の一三と紀の川左岸との接点の下流端

(四)

関係地区

吉野郡川上村

奈内共第三十号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(一)

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二)

漁場の位置

吉野郡川上村

(三)

漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の本沢川の本流及び支流の区域

基点第一号

吉野郡川上村大字入之波字スミゴヤ二一九番地の二と本沢川右岸との接点の下流端

基点第二号

吉野郡川上村大字入之波字トチ谷一八四番地の二と本沢川左岸との接点の下流端

(四)

関係地区

吉野郡川上村

奈内共第三十一号

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(一)

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二)

漁場の位置

吉野郡川上村

(三)

漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の伯母谷川の本流及び

(一)

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二)

漁場の位置

吉野郡川上村

(三)

漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の伯母谷川の本流及び

支流の区域

基点第一号 吉野郡川上村大字伯母谷三七二番地と伯母谷川右岸との接点の

下流端

基点第二号 吉野郡川上村大字伯母谷一九二番地と伯母谷川左岸との接点の

下流端

(四) 関係地区

吉野郡川上村

32 奈内共第三十二号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡西吉野村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の丹生川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡西吉野村大字滝二二六番地の二の西吉野村と五條市との

境界と丹生川右岸との接点

基点第二号 吉野郡西吉野村大字老野一八六番地の西吉野村と五條市との境

界と丹生川左岸との接点

基点第三号 吉野郡西吉野村大字川岸一六〇番地の同村大字川岸と同村大字

小古田との境界と丹生川右岸との接点

基点第四号 吉野郡西吉野村大字川岸一二五番地の同村大字川岸と同村大字

小古田との境界と丹生川左岸との接点

(四) 関係地区

33

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡西吉野村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の丹生川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡西吉野村大字黒淵字宮の向二九二番地の二の黒淵ダムの

堰堤の下流端と丹生川右岸との接点

基点第二号 吉野郡西吉野村大字黒淵字四ツ辻道下八三六番地の黒淵ダムの

堰堤の下流端と丹生川左岸との接点

基点第三号 吉野郡西吉野村大字川岸一六〇番地の同村大字川岸と同村大字

小古田との境界と丹生川右岸との接点

基点第四号 吉野郡西吉野村大字川岸一二五番地の同村大字川岸と同村大字

小古田との境界と丹生川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡西吉野村大字川岸、大字城戸、大字陰地、大字阪巻、大字宗川野、大字立川渡、大字茄子原、大字平雄、大字西日裏、大字勢井、大字黒淵、大字大日川、大字向加名生、大字和田、大字屋那瀬、大字神野、大字江出、大字老野、大字滝、大字北曾木、大字湯塩、大字川股、大字本谷、大字永谷、大字西野、

(二) 漁場の位置

吉野郡黒滝村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の丹生川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡黒滝村大字長瀬二番地の長瀬橋の右岸下流基柱と丹生川右岸との接点

基点第二号 吉野郡下市町大字丹生二四番地の長瀬橋の左岸下流基柱と丹生川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡黒滝村

37 奈内共第三十七号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡吉野町

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との津風呂川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点

基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点

基点第三号 吉野郡吉野町大字三茶屋小字大井一一二番地の吉野町と大字

陀町との境界と津風呂川右岸との接点

基点第四号 吉野郡吉野町大字三茶屋小字大井一九七番地の吉野町と大字陀町との境界と津風呂川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡吉野町大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字柳、大字三茶屋、大字小名、大字色生及び大字入野

38 奈内共第三十八号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡吉野町

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との津風呂川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の柳川と柳川の支流を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点

基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点

基点第三号 吉野郡吉野町大字入野の橋（地藏橋より約一二〇メートル上流の橋）の右岸下流基柱と津風呂川右岸との接点

基点第四号 吉野郡吉野町大字入野の橋（地藏橋より約一二〇メートル上流の橋）の左岸下流基柱と津風呂川左岸との接点

基点第五号 吉野郡吉野町大字香束七二番地の二の橋の右岸下流基柱と柳川

右岸との接点

基点第六号 吉野郡吉野町大字香束六九番地の四の香束簡易水道浄水場の橋の左岸下流基柱と柳川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡吉野町大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字柳、大字三茶屋、大字小名、大字色生及び大字入野

39 奈内共第三十九号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡東吉野村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の高見川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡東吉野村大字中黒字系納一八番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川右岸との接点

基点第二号 吉野郡東吉野村大字中黒字鳥井田一二三三番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡東吉野村

40 奈内共第四十号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二) 漁場の位置

吉野郡東吉野村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の高見川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡東吉野村大字小九七一番地と日裏川右岸との接点の下流端

基点第二号 吉野郡東吉野村大字小一二五六番地と日裏川左岸との接点の下流端

(四) 関係地区

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業

にじます漁業

一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡東吉野村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の日裏川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡東吉野村大字小九七一番地と日裏川右岸との接点の下流端

基点第二号 吉野郡東吉野村大字小一二五六番地と日裏川左岸との接点の下流端

(四) 関係地区

吉野郡東吉野村

41 奈内共第四十一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

添上郡月ヶ瀬村、山辺郡山添村及び三重県上野市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の名張川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の治田川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の石打川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の遅瀬川及び基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の予野川の区域を除く。）の区域

42

(四)

関係地区

添上郡月ヶ瀬村並びに山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前並びに三重県上野市治田、予野及び大滝

奈内共第四十二号

基点第一号

添上郡月ヶ瀬村大字長引一一番地の一の奈良県と京都府との境界と高山ダム右岸との接点

基点第二号

添上郡月ヶ瀬村大字桃香野五三〇八番地の奈良県と京都府との境界と高山ダム左岸との接点

基点第三号

山辺郡山添村大字鶴山三三四番地の奈良県と三重県との境界と名張川右岸との接点

基点第四号

山辺郡山添村大字葛尾九四番地の奈良県と三重県との境界と名張川左岸との接点

基点第五号

三重県上野市治田字前田五一九七番地の前田橋の右岸下流基柱と治田川右岸との接点

基点第六号

三重県上野市治田字向打二二八一の一番地の前田橋の左岸下流基柱と治田川左岸との接点

基点第七号

三重県上野市治田字青木測二九〇の三番地の突田橋の右岸下流基柱と石打川右岸との接点

基点第八号

三重県上野市治田字突田五二七〇の三番地の突田橋の左岸下流基柱と石打川左岸との接点

基点第九号

山辺郡山添村大字西波多三六四の二番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川右岸との接点

基点第十号

山辺郡山添村大字西波多七七〇の一番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川左岸との接点

基点第十一号

三重県上野市予野字町田一〇二三九番地の山田橋の右岸下流基柱と予野川右岸との接点

基点第十二号

三重県上野市予野字尼谷二二二五の一番地の山田橋の左岸下流基柱と予野川左岸との接点

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

添上郡月ヶ瀬村、山辺郡山添村及び三重県上野市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の名張川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の滝谷川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の二双川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の菩提川、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の治田川、基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線から上流の遅瀬川及び基点第十五号と基点第十六号を結ぶ線から上流の予野川の区域を除く。）の区域

基点第一号

添上郡月ヶ瀬村大字長引一一番地の一の奈良県と京都府との境界と高山ダム右岸との接点

基点第二号

添上郡月ヶ瀬村大字桃香野五三〇八番地の奈良県と京都府との境界と高山ダム左岸との接点

基点第三号

山辺郡山添村大字鶴山三三四番地の奈良県と三重県との境界と名張川右岸との接点

基点第四号

山辺郡山添村大字葛尾九四番地の奈良県と三重県との境界と名張川左岸との接点

基点第五号

添上郡月ヶ瀬村大字桃香野三三四番地の二の村道桃香野滝谷線の橋梁の右岸下流基柱と滝谷川右岸との接点

基点第六号

添上郡月ヶ瀬村大字桃香野六〇〇番地の三七の村道桃香野滝谷線の橋梁の左岸下流基柱と滝谷川左岸との接点

43

(一)

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

基点第七号

添上郡月ヶ瀬村大字月瀬八四六番地の一の県道月瀬三ヶ谷線の橋梁の右岸下流基柱と二双川右岸との接点

基点第八号

添上郡月ヶ瀬村大字月瀬八二五番地の県道月瀬三ヶ谷線の橋梁の左岸下流基柱と二双川左岸との接点

基点第九号

添上郡月ヶ瀬村大字月瀬七六七番地の三の月瀬新橋の右岸下流基柱と菩提川右岸との接点

基点第十号

添上郡月ヶ瀬村大字月瀬六二八番地の二の月瀬新橋の左岸下流基柱と菩提川左岸との接点

基点第十一号

三重県上野市治田字前田五一九七番地の前田橋の右岸下流基柱と治田川右岸との接点

基点第十二号

三重県上野市治田字向打二一八一の一番地の前田橋の左岸下流基柱と治田川左岸との接点

基点第十三号

山辺郡山添村大字遅瀬五一九番地のジラ前橋の右岸下流基柱と遅瀬川右岸との接点

基点第十四号

山辺郡山添村大字遅瀬五〇五番地のジラ前橋の左岸下流基柱と遅瀬川左岸との接点

基点第十五号

三重県上野市予野字町田一〇三三九番地の山田橋の右岸下流基柱と予野川右岸との接点

基点第十六号

三重県上野市予野字尼谷二二五の一番地の山田橋の左岸下流基柱と予野川左岸との接点

(四)

関係地区

添上郡月ヶ瀬村、山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前並びに三重県上野市治田、予野及び大滝奈内共第四十三号

(一)

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業

こい漁業

一月一日から十二月三十一日まで

右

同

右

(二)

漁場の位置

山辺郡山添村

(三)

漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、遅瀬川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上

44

(一)

漁業種類	漁業の名称及び漁業時期
------	-------------

第五種共同漁業

あまご漁業

一月一日から十二月三十一日まで

(二)

漁場の位置

山辺郡山添村

(三)

漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の遅瀬川の本流及び支流の区域

基点第一号

山辺郡山添村大字遅瀬五一九番地のジラ前橋の右岸下流基柱と遅瀬川右岸との接点

基点第二号

山辺郡山添村大字遅瀬五〇五番地のジラ前橋の左岸下流基柱と遅瀬川左岸との接点

(四)

関係地区

山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前奈内共第四十四号

(一)

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業

こい漁業

一月一日から十二月三十一日まで

右

同

右

(二)

漁場の位置

山辺郡山添村

(三)

漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、遅瀬川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上

流の堂前川の区域を除く。) の区域

基点第一号 山辺郡山添村大字西波多三六四の二番地の上津ダムの堰堤の下

流端と遅瀬川右岸との接点

基点第二号 山辺郡山添村大字西波多七七〇の一番地の上津ダムの堰堤の下

流端と遅瀬川左岸との接点

基点第三号 山辺郡山添村大字勝原一六二四の二番地の勝原橋の右岸下流基

柱と遅瀬川右岸との接点

基点第四号 山辺郡山添村大字勝原一六二八の四番地の勝原橋の左岸下流基

柱と遅瀬川左岸との接点

基点第五号 山辺郡山添村大字箕輪四九八の二番地の堂前橋の右岸下流基柱

と堂前川右岸との接点

基点第六号 山辺郡山添村大字堂前三三三番地の堂前橋の左岸下流基柱と堂

前川左岸との接点

(四) 関係地区

山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鷺山、大字片平、大字高尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂

45 奈内共第四十五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同

(二) 漁場の位置

宇陀郡御杖村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の名張川の本流及び支流の区域

基点第一号 宇陀郡御杖村大字神末四五四三番地の奈良県と三重県との境界

と名張川右岸との接点

基点第二号 宇陀郡御杖村大字菅野三五四四番地の奈良県と三重県との境界

と名張川左岸との接点

(四) 関係地区

宇陀郡御杖村

46 奈内共第四十六号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	にじます漁業	右 同

(二) 漁場の位置

奈良市、山辺郡山添村及び都祁村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の布目川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の田尻川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の深川の区域を除く。) の区域

基点第一号 奈良市興ヶ原町の奈良県と京都府との境界と布目川右岸との接点

基点第二号 奈良市柳生下町の奈良県と京都府との境界と布目川左岸との接点

基点第三号 山辺郡都祁村大字荻の前川橋の右岸下流基柱と布目川右岸との接点

接点

			基点第四号		
			山辺郡都祁村大字萩の前川橋の左岸下流基柱と布目川左岸との接点		
			基点第五号		
			山辺郡山添村大字北野四七三の二番地の橋（腰越橋から約二六〇メートル上流にある橋）の右岸下流基柱と田尻川右岸との接点		
			基点第六号		
			山辺郡山添村大字北野二九五一の三番地の橋（腰越橋から約二六〇メートル上流にある橋）の左岸下流基柱と田尻川左岸との接点		
			基点第七号		
			山辺郡山添村大字北野二七九四の二番地の大江橋の右岸下流基柱と深川右岸との接点		
			基点第八号		
			山辺郡山添村大字峰寺六三八の二番地の大江橋の左岸下流基柱と深川左岸との接点		
			(四)		
			関係地区		
			奈良市北野山町、丹生町、邑地町、興ヶ原町及び柳生下町、山辺郡山添村大字室津、大字松尾、大字的野、大字峰寺、大字桐山及び大字北野並びに山辺郡都祁村大字萩		
			奈内共第四十七号		
			漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
			47		
			(一)		
			漁業種類		
			漁業の名称		
			漁業時期		
			第五種共同漁業		
			こい漁業		
			一月一日から十二月三十一日まで		
			右		
			ふな漁業		
			右		
			わかさぎ漁業		
			右		
			同		
			(二)		
			漁場の位置		
			奈良市及び山辺郡山添村		
			(三)		
			漁場の区域		

			次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の布目川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の田尻川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の深川の区域を除く）の区域		
			基点第一号		
			奈良市丹生町二〇六一の四の布目ダムの上流端と布目川右岸との接点		
			基点第二号		
			奈良市北野山町八五九の一の布目ダムの堰堤の下流端と布目川左岸との接点		
			基点第三号		
			山辺郡山添村大字的野一〇五の三番地の井堰（的野大橋の下にある井堰）と布目川右岸との接点		
			基点第四号		
			山辺郡山添村大字的野八二一の三番地の井堰（的野大橋の下にある井堰）と布目川左岸との接点		
			基点第五号		
			山辺郡山添村大字北野四七三の二番地の橋（腰越橋から約二六〇メートル上流にある橋）の右岸下流基柱と田尻川右岸との接点		
			基点第六号		
			山辺郡山添村大字北野二九五一の三番地の橋（腰越橋から約二六〇メートル上流にある橋）の左岸下流基柱と田尻川左岸との接点		
			基点第七号		
			山辺郡山添村大字北野二七九四の二番地の大江橋の右岸下流基柱と深川右岸との接点		
			基点第八号		
			山辺郡山添村大字峰寺六三八の二番地の大江橋の左岸下流基柱と深川左岸との接点		
			(四)		
			関係地区		
			奈良市北野山町、丹生町、邑地町、興ヶ原町及び柳生下町、山辺郡山添村大字室津、大字松尾、大字的野、大字峰寺、大字桐山及び大字北野並びに山辺郡都祁村大字萩		
			奈内共第四十八号		
			漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
			48		
			(一)		
			漁業種類		
			漁業の名称		
			漁業時期		

第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	こい漁業	右 同

(二) 漁場の位置

山辺郡山添村及び宇陀郡室生村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の笠間川の本流及び支流の区域

基点第一号 山辺郡山添村大字岩屋字平セの奈良県と三重県との境界と笠間

川右岸との接点

基点第二号 山辺郡山添村大字岩屋字サカイの奈良県と三重県との境界と笠

間川左岸との接点

基点第三号 宇陀郡室生村大字無山一七の二番地の県道北野吐山線の橋脚

の右岸下流基柱と笠間川右岸との接点

基点第四号 宇陀郡室生村大字無山五一の二番地の県道北野吐山線の橋脚の

左岸下流基柱と笠間川左岸との接点

(四) 関係地区

山辺郡山添村大字岩屋及び大字毛原並びに宇陀郡室生村大字無山、大字多田、大字染田、大字小原、大字上笠間、大字下笠間及び大字深野

49 奈内共第四十九号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

宇陀郡室生村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の宇陀川の本流及び支流の区域

基点第一号 宇陀郡室生村大字三本松三七二七番地の奈良県と三重県との境

界と宇陀川右岸との接点

基点第二号 宇陀郡室生村大字三本松三七三〇番地の奈良県と三重県との境

界と宇陀川左岸との接点

基点第三号 宇陀郡室生村大字大野の室生ダムの下流端と宇陀川右岸

との接点

基点第四号 宇陀郡室生村大字大野の室生ダムの下流端と宇陀川左岸

との接点

(四) 関係地区

宇陀郡室生村大字向測、大字大野、大字三本松、大字砥取、大字瀧谷、大字西谷、大字龍口、大字黒岩、大字田口元上田口、大字田口元角川、大字下田口及び大字室生

50 奈内共第五十号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

宇陀郡室生村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の室生川の本流及び支流の区域

基点第一号 宇陀郡室生村大字室生の水資源開発公団島谷取水堰の下流端と

室生川右岸との接点

基点第二号 宇陀郡室生村大字室生の水資源開発公団島谷取水堰の下流端と

室生川左岸との接点		
(四) 関係地区		
宇陀郡室生村大字向測、大字大野、大字三本松、大字砥取、大字瀧谷、大字西谷、大字龍口、大字黒岩、大字田口元上田口、大字田口元角川、大字下田口及び大字室生		
51 奈内共第五十一号		
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同
(二) 漁場の位置		
宇陀郡室生村及び榛原町		
(三) 漁場の区域		
次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の宇陀川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の深谷川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の天満川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の荷阪川及び基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の内牧川の区域を除く。）の区域		
基点第一号	宇陀郡室生村大字大野の室生ダムの堰堤の下流端と宇陀川右岸との接点	
基点第二号	宇陀郡室生村大字大野の室生ダムの堰堤の下流端と宇陀川左岸との接点	
基点第三号	宇陀郡榛原町大字桧牧の高倉橋の右岸下流基柱と宇陀川右岸との接点	
基点第四号	宇陀郡榛原町大字桧牧の高倉橋の左岸下流基柱と宇陀川左岸との接点	

基点第五号	宇陀郡室生村大字大野一四二一の三番地の龍鎮橋の右岸下流基柱と深谷川右岸との接点
基点第六号	宇陀郡室生村大字大野一四二一の三番地の龍鎮橋の左岸下流基柱と深谷川左岸との接点
基点第七号	宇陀郡榛原町大字山辺三三五番地の四のふれあい広場のグラウンドと多目的広場の境界の延長線と天満川右岸との接点
基点第八号	宇陀郡榛原町大字山辺三三三番地のふれあい広場のグラウンドと多目的広場の境界の延長線と天満川左岸との接点
基点第九号	宇陀郡榛原町大字桧牧の高星橋から約二〇メートル上流にある橋と荷阪川右岸との接点
基点第十号	宇陀郡榛原町大字桧牧の高星橋から約二〇メートル上流にある橋と荷阪川左岸との接点
基点第十一号	宇陀郡榛原町大字桧牧のゆうゆう橋の右岸下流基柱と内牧川右岸との接点
基点第十二号	宇陀郡榛原町大字桧牧のゆうゆう橋の左岸下流基柱と内牧川左岸との接点
(四) 関係地区	
宇陀郡室生村大字向測、大字大野、大字三本松、大字砥取、大字瀧谷、大字西谷、大字龍口、大字黒岩、大字田口元上田口、大字田口元角川、大字下田口及び大字室生並びに宇陀郡榛原町	
52 奈内共第五十二号	
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	漁業の名称
第五種共同漁業	あゆ漁業
	一月一日から十二月三十一日まで
(二) 漁場の位置	
宇陀郡榛原町	
(三) 漁場の区域	

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との宇陀川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の内牧川、香酢川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の芳野川の区域を除く。）の区域 基点第一号 宇陀郡榛原町大字山辺三二七九〇番地の四の赤人橋の右岸下流基柱と室生ダム右岸との接点 基点第二号 宇陀郡榛原町大字山辺三三〇四九番地の三の赤人橋の左岸下流基柱と室生ダム左岸との接点 基点第三号 宇陀郡榛原町大字下井足の鍛冶屋橋の右岸下流基柱と宇陀川右岸との接点 基点第四号 宇陀郡榛原町大字下井足の鍛冶屋橋の左岸下流基柱と宇陀川左岸との接点 基点第五号 宇陀郡榛原町大字高井の高井橋の右岸下流基柱と内牧川右岸との接点 基点第六号 宇陀郡榛原町大字高井の高井橋の左岸下流基柱と内牧川左岸との接点 基点第七号 宇陀郡榛原町大字下井足の庄屋出橋の右岸下流基柱と芳野川右岸との接点 基点第八号 宇陀郡榛原町大字下井足の庄屋出橋の左岸下流基柱と芳野川左岸との接点 (四) 関係地区 宇陀郡榛原町 奈内共第五十三号 (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
右	同	あまご漁業
漁業種類	第五種共同漁業	あゆ漁業
漁業の名称	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで	

(二) 漁場の位置 宇陀郡曾爾村 漁場の区域 (三) 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との青蓮寺川の本流及び支流の区域 基点第一号 宇陀郡曾爾村大字伊賀見一六二二番地の奈良県と三重県との境界と青蓮寺川右岸との接点 基点第二号 宇陀郡曾爾村大字伊賀見一六二〇番地の一の奈良県と三重県との境界と青蓮寺川左岸との接点 基点第三号 宇陀郡御杖村大字桃俣一二七番地の一の御杖村と曾爾村との境界と青蓮寺川右岸との接点 基点第四号 宇陀郡御杖村大字桃俣一五五番地の二の御杖村と曾爾村との境界と青蓮寺川左岸との接点 (四) 関係地区 宇陀郡曾爾村 奈内共第五十四号 (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
右	同	あまご漁業
漁業種類	第五種共同漁業	あゆ漁業
漁業の名称	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで	

(二) 漁場の位置 宇陀郡御杖村 漁場の区域 (三) 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の青蓮寺川の本流及び支流の区域		
右	同	あまご漁業
漁業種類	第五種共同漁業	あゆ漁業
漁業の名称	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで	

基点第一号 宇陀郡御杖村大字桃俣一二七番地の一の御杖村と曾爾村との境

界と青蓮寺川右岸との接点

基点第二号 宇陀郡御杖村大字桃俣一五五番地の二の御杖村と曾爾村との境

界と青蓮寺川左岸との接点

(四) 関係地区

宇陀郡御杖村

55 奈内共第五十五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒郡三郷町、斑鳩町及び安堵町、北葛城郡王寺町、広陵町及び河合町並びに磯城郡田原本町、川西町及び三宅町漁場の区域

(三) 次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の大和川の本流及び支流（原川、実盛川、坂根川、葛下川、信貴川、竜田川、三代川、佐味田川、不毛田川、岡崎川、布留川北流、布留川、鳥田川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の佐保川、珊瑚珠川、高瀬川、量川、菩提杣川、地藏院川、蟹川、秋篠川、前川放水路、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の富雄川、秋葉川、芦川、沖台川、杣川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の曾我川、高田川、葛城川、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の飛鳥川、新川、基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線から上流の寺川、十二川及びががり川の区域を除く。）の区域

基点第一号 生駒郡三郷町大字立野三番地の奈良県と大阪府との境界と大

和川右岸との接点

基点第二号 北葛城郡王寺町大字藤井七六九番地の奈良県と大阪府との境

界と大和川左岸との接点

基点第三号 桜井市大字江包四九五番地の一の桜井市と田原本町との境界

と大和川右岸との接点

基点第四号 桜井市大字江包四九六番地の桜井市と田原本町との境界と大

和川左岸との接点

基点第五号 大和郡山市九条町一六番地の二の関西本線の鉄橋の右岸下流

基柱と佐保川右岸との接点

基点第六号 奈良市杏町の関西本線の鉄橋の左岸下流基柱と佐保川左岸との接点

基点第七号 奈良市三碓町黒谷の阪奈道路の橋脚の右岸下流基柱と富雄川

基点第八号 奈良市三碓町黒谷の阪奈道路の橋脚の左岸下流基柱と富雄川

基点第九号 磯城郡三宅町大字但馬一一六番地の一の田原本線の鉄橋の右

基点第十号 磯城郡三宅町大字但馬一六七番地の三の田原本線の鉄橋の左

基点第十一号 磯城郡三宅町大字但馬三八五番地の一の田原本線の鉄橋の右

基点第十二号 磯城郡三宅町大字但馬四九六番地の一の田原本線の鉄橋の左

基点第十三号 橿原市十市町八七八番地の二の興仁橋の右岸下流基柱と寺川

基点第十四号 磯城郡田原本町多一二番地の二の興仁橋の左岸下流基柱と寺

(四)

関係地区

大和郡山市西観音寺町、東岡町及び本庄町、天理市庵治町、橿原市今井町、生駒郡三郷町勢野西並びに斑鳩町目安、北葛城郡王寺町久度並びに河合町川合、穴闇及び保田並びに磯城郡田原本町八田及び西代、川西町唐院及び結崎

並びに三宅町伴堂及び屏風

56 奈内共第五十六号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

桜井市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の大和川の本流及び支流の区域

基点第一号 桜井市大字三輪四三九番地の四の出口橋の右岸上流基柱と大和

川右岸との接点

基点第二号 桜井市大字粟殿九八三番地の二の出口橋の左岸上流基柱と大和

川左岸との接点

基点第三号 桜井市大字初瀬三四七番地の二の初瀬ダムの堰堤の下流端と大和

和川右岸との接点

基点第四号 桜井市大字初瀬一三五番地の初瀬ダムの堰堤の下流端と大和川

左岸との接点

(四) 関係地区

桜井市大字初瀬、大字出雲、大字黒崎、大字外山、大字桜井及び大字大西

57 奈内共第五十七号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

桜井市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の大和川の本流及び支流の区域

基点第一号

桜井市大字初瀬三四七番地の二の初瀬ダムの堰堤の下流端と大

和川右岸との接点

基点第二号

桜井市大字初瀬一三五番地の初瀬ダムの堰堤の下流端と大和川

左岸との接点

(四) 関係地区

桜井市大字初瀬、大字出雲、大字黒崎、大字外山、大字桜井及び大字大西

二 ため池

1 奈内区第一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな養殖業	右 同

(二) 漁場の位置

生駒市高山町

(三) 漁場の区域

高山ため池

(四) 地元地区

生駒市高山町

2 奈内区第二号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 (二) 漁場の位置 生駒郡斑鳩町法隆寺 (三) 漁場の区域 毛無池 (四) 地元地区 生駒郡斑鳩町法隆寺 8 奈内区第八号			(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 (二) 漁場の位置 生駒郡斑鳩町法隆寺 (三) 漁場の区域 天満上池 (四) 地元地区 生駒郡斑鳩町法隆寺 7 奈内区第七号		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第二種区画漁業	にしきこい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	きんぎょ養殖業	右 同	第二種区画漁業	にしきこい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 (二) 漁場の位置 生駒郡斑鳩町法隆寺 (三) 漁場の区域 桜池 (四) 地元地区 生駒郡斑鳩町法隆寺 10 奈内区第十号			(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 (二) 漁場の位置 生駒郡斑鳩町法隆寺 (三) 漁場の区域 毛無上池 (四) 地元地区 生駒郡斑鳩町法隆寺 9 奈内区第九号		
第二種区画漁業	こい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで	第一種区画漁業	にしきこい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第一種区画漁業	にしきこい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	きんぎょ養殖業	右 同	第二種区画漁業	きんぎょ養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）
